

広野町保育料負担軽減助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町に住所を有し町外の認可保育所及び認定こども園（以下「保育所等」という。）を利用している保護者の経済的負担の軽減を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現に寄与することを目的として、保育料負担軽減助成金（以下「助成金」という。）を交付するものとし、広野町補助金等の交付等に関する規則（昭和61年広野町規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認可保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たし、都道府県知事が認可した保育所をいう。
- (2) 認定こども園 幼稚園機能及び保育所機能を備え、都道府県知事が認定したこども園をいう。
- (3) 保育料 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第7条第4項に規定する施設において、認定区分や保護者の所得に応じて決定する利用料をいう。
- (4) 認定こども 法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。
- (5) 認定保護者 法20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。

(対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町外の保育所等に通所している法第19条第1項第3号に定める認定こどもの保護者であること。
- (2) 認定こども及び認定保護者が本町に住所を有すること。
- (3) 認定保護者及び世帯員全員が、町税等を滞納していないこと。
- (4) 認定保護者及び世帯員全員が、広野町暴力団排除条例（平成26年広野町条例第20号）に規定する暴力団員等でないこと。

(助成金の交付額)

第4条 助成金の交付額は、認定保護者が保育所等に納付した保育料の額とする。ただし、他の市町村等により助成金等の交付を受けている場合は、助成金の交付をしないものとする。

(申請及び申請内容の確認)

第5条 認定保護者は、通所している保育所等から保育料負担軽減助成金申請書(様式第1号)に通所等の証明を受け、次に掲げる書類等を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、提出された申請書の事実について、町に整備されている戸籍簿及び住民基本台帳等によって確認することとし、それらにより確認し難い場合は、認定保護者に申請内容が確認できる書類を提出させ、併せて、助成金交付の決定に必要な情報について調査することができる。

(交付の決定)

第6条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきと認めたときは、保育料負担軽減助成金交付決定通知書(様式第3号)により、認定保護者に対し通知するものとする。

(助成金の返還)

第7条 町長は、認定保護者が偽りの申請、その他不正な行為により助成金の交付を受けた者に対しては、交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。